

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

都城市実行委員会

第2回総務企画専門委員会



国民スポーツ大会ブランドロゴ



全国障害者スポーツ大会シンボルマーク

スポーツは、
もっと
オモシロイ。

国民スポーツ大会スローガンロゴ

日時：令和7年11月21日（金）午後2時00分

場所：KUROKIRI STADIUM 会議室6（山之口運動公園内）

紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会 2027 第26回全国障害者スポーツ大会

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市実行委員会

第2回総務企画専門委員会

日時：令和7年11月21日（金） 午後2時～
場所：KUROKIRI STADIUM 会議室6

次 第

- 1 開 会
- 2 都城市実行委員会 事務局長 挨拶
- 3 委員長 挨拶
- 4 議 事

(1) 報告事項

報告第1号	都城市実行委員会 総務企画専門委員の変更について	P2
報告第2号	日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 開催準備経過	P4
報告第3号	日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 各種会期の決定について	P7
報告第4号	日本のひなた宮崎 障スポ オープン競技の決定について	P9
報告第5号	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025の視察概要	P10

(2) 審議事項 【委任事項】

議案第1号	日本のひなた宮崎 国スポ 都城市識別用品整備要項（案）	P14
議案第2号	日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市保険加入要項（案）	P18
議案第3号	日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市歓迎装飾・おもてなし実施要項（案）	P22
議案第4号	日本のひなた宮崎 国スポ 都城市案内所設置運営要項（案）	P26
議案第5号	日本のひなた宮崎 国スポ 都城市売店・休憩所設置運営要項（案）	P30

- 5 閉 会

○ 参考資料

【資料1】	第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の概要	P34
【資料2】	都城市実行委員会会則	P37
【資料3】	都城市開催基本方針	P42
【資料4】	都城市実行委員会推進体制	P43
【資料5】	都城市開催総合推進計画	P44
【資料6】	都城市実行委員会専門委員会規程	P50
【資料7】	専門委員会における審議事項の種別について	P52
【資料8】	国スポ・障スポ競技会場地一覧	P53

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

都城市実行委員会 総務企画専門委員の変更について

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会会則第13条第1項及び第4項に基づき、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市実行委員会 総務企画専門委員の変更があったため、次のとおり報告します。

専門委員（8名）

(順不同・敬称略)

機関・団体・役職名	新任者	前任者
都城市小学校長会 副会長	田中 美充	細山田 和彦
都城市中学校長会 副会長	上村 剛史	早崎 稔
都城地区保幼小連絡協議会 会長	甲斐 かおり	坂元 恵美子
都城市高齢者クラブ連合会 事務局長	山下 康夫	肥後 信行
都城市ボランティアセンター 所長	富山 裕美	川崎 博志
都城市 総合政策部 デジタル統括課 課長	倉山 輝史	半代 憲秀
都城市 観光PR部 みやこんじょPR課 課長	鎌田 真美	田村 正志
都城市 福祉部 福祉課	有馬 洋視	瀬戸山 敏朗

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ
都城市実行委員会 総務企画専門委員会名簿

(順不同・敬称略)

【委員長】 1名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	スポーツ関係	都城市スポーツ推進委員協議会	副会長	小川 広美

【副委員長】 2名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	産業・経済関係	都城商工会議所	事務局長	河野 謙司
2	市 関 係	総合政策部総合政策課	課長	種子田 陽一

【委 員】 20名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	社会団体関係	社会福祉法人都城市社会福祉協議会	事務局次長兼 総務課長	櫻田 賢治
2	学 校 関 係	都城市小学校長会	副会長	田中 美充
3		都城市中学校長会	副会長	上村 剛史
4		宮崎県高等学校長協会都城地区	理事	村山 育志
5		都城地区保幼小連絡協議会	会長	甲斐 かおり
6	宿泊・観光関係	一般社団法人都城観光協会	専務理事兼 事務局長	枝村 孝志
7	社会団体関係	都城市自治公民館連絡協議会	事務局長	三島 美蔓
8		都城市PTA連絡協議会	会長	吉永 健一
9		都城市高齢者クラブ連合会	事務局長	山下 康夫
10		都城市高城地区身体障害者福祉会 (一般社団法人宮崎県身体障害者団体連合会)	会長	永田 照明
11		都城市ボランティアセンター	所長	富山 裕美
12		一般社団法人都城芸術文化協会	会長	中西 徹博
13		総合政策部財政課	課長	飯盛 香奈子
14	市 関 係	総合政策部秘書広報課	課長	河野 貴弘
15		総合政策部デジタル統括課	課長	倉山 輝史
16		総務部総務課	課長	野崎 康治
17		地域振興部地域振興課	課長	亀谷 奈緒美
18		観光PR部みやこんじょPR課	課長	鎌田 真美
19		福祉部福祉課	課長	有馬 洋視
20		教育委員会学校教育課	課長	宮崎 誠

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 開催準備経過

※  は市関係分

年度	月	内 容
平成 26 年度	2	(公財)宮崎県体育協会が、宮崎県、宮崎県議会及び宮崎県教育委員会に「平成 38 年第 81 回国民体育大会の宮崎県開催招致要望書」を提出
		宮崎県知事が、宮崎県議会において、「平成 38 年第 81 回国民体育大会及び第 26 回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致」を表明
	3	宮崎県議会が、「平成 38 年第 81 回国民体育大会及び第 26 回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を全会一致で議決
平成 27 年度	4	宮崎県知事が、文部科学省に「平成 38 年第 81 回国民体育大会開催要望書」と「平成 38 年第 26 回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
	7	宮崎県知事が、(公財)日本体育協会に「平成 38 年第 81 回国民体育大会開催要望書」を、(公財)日本障がい者スポーツ協会に「平成 38 年第 26 回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
		(公財)日本体育協会において、「平成 38 年第 81 回国民体育大会開催申請書提出県」として了解(宮崎県開催が内々定)
平成 29 年度	10	第 81 回国民体育大会宮崎県準備委員会の設立
		宮崎県準備委員会において開催基本方針や会場地市町村選定基本方針等の決定
平成 30 年度	1	「正式競技」会場地市町村第 2 次選定：バレーボール(少年男子)、ソフトテニス(成年男女)
令和元年度	7	「正式競技」会場地市町村第 4 次選定：バスケットボール(成年男女)
		宮崎県準備委員会が名称を「第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」に改称
令和 2 年度	4	都城市総合政策部内に「国民スポーツ大会準備室」設置
	7	「正式競技」会場地市町村第 7 次選定：総合開会式・閉会式、陸上競技(全種別) 「公開競技」会場地市町村第 1 次選定：バウンドテニス(全種別)
		第 1 回府内推進会議開催
	9	(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省及び鹿児島県の 4 者が鹿児島国体を令和 5 年度に開催することを決定
		第 81 回国民スポーツ大会及び第 26 回全国障害者スポーツ大会を令和 9 年に 1 年延期することが決定
	10	日本スポーツ協会臨時国体委員会において、本県の国民スポーツ大会開催年が令和 9 年(2027 年)に変更され、開催申請書提出順序了解県(内々定県)として再決定
		中央競技団体正規視察「ソフトテニス」
		中央競技団体正規視察「バレーボール」
	1	第 2 回府内推進会議開催

令和2年度	2	「公開競技」会場地市町村第2次選定：ゲートボール（全種別）
		「デモンストレーションスポーツ」会場地市町村第1次選定：パークゴルフ
		「全国障害者スポーツ大会」会場地市町村第1次選定：陸上競技（身体・知的）
令和3年度	6	第3回庁内推進会議開催
	7	「全国障害者スポーツ大会」会場地市町村第2次選定：開・閉会式、ボッチャ（身体）、バレー（身体）
	10	中央競技団体正規視察「陸上競技」
	1	第4回庁内推進会議開催
令和4年度	4	都城市総合政策部内の「国民スポーツ大会準備室」を 「国スポ・障スポ準備課」に昇格
	5	第5回庁内推進会議開催
	6	都城市準備委員会 設立総会・第1回総会を開催
	7	文部科学省及び日本スポーツ協会に「第81回国民スポーツ大会開催申請書」を 提出
	1	日本スポーツ協会第3回理事会において、「第81回国民スポーツ大会」の宮崎県 開催が内定（国スポ内定に伴い第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催が 合わせて内定）
	2	第6回庁内推進会議開催
	2	都城市準備委員会 第1回常任委員会開催（書面開催）
令和5年度	5	第7回庁内推進会議開催
	6	都城市準備委員会 第2回総会を開催
	11	都城市準備委員会 第1回総務企画専門委員会を開催
		都城市準備委員会 第1回競技式典専門委員会を開催
		都城市準備委員会 第1回宿泊衛生専門委員会を開催
		都城市準備委員会 第1回輸送交通専門委員会を開催
	1	第8回庁内推進会議開催
	1	中央競技団体正規視察「バスケットボール」
	2	「デモンストレーションスポーツ」選定：U12バスケットボール
	2	都城市準備委員会 第2回常任委員会開催（書面開催）
令和6年度	4	総合政策部内の「国スポ・障スポ準備課」を 「国スポ・障スポ推進課」に名称変更
	5	第9回庁内推進会議開催
	5	日本スポーツ協会及びスポーツ庁による総合視察
	7	日本スポーツ協会第3回理事会において、「第81回国民スポーツ大会」の宮崎県 開催及び大会会期が決定（国スポ決定に伴い第26回全国障害者スポーツ大会の 宮崎県開催が合わせて決定）
	9	都城市準備委員会 第3回総会・実行委員会 第1回総会開催（書面開催）

令和 6 年度	11	都城市実行委員会 第 1 回総務企画専門委員会を開催
		都城市実行委員会 第 1 回競技式典専門委員会を開催
		都城市実行委員会 第 1 回宿泊衛生専門委員会を開催
		都城市実行委員会 第 1 回輸送交通専門委員会を開催
		「第 26 回全国障害者スポーツ大会」の大会会期が決定
	12	日本スポーツ協会第 3 回国スポ委員会において、第 81 回国民スポーツ大会競技別会期が決定
	2	第 10 回庁内推進会議開催 「全国障害者スポーツ大会」オープン競技決定：ブラインドテニス
令和 7 年度	4	新たに国スポ・障スポ大会局を立ち上げ、「総務企画課」「競技運営課」を設置
		第 1 回実施本部委員会議
	6	日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 実行委員会第 10 回競技運営専門委員会において、「競技別リハーサル大会」及び「デモンストレーションスポーツ競技会会期」が決定
		日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市実行委員会第 1 回宿泊衛生専門委員会弁当部会の実施
	7	日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市実行委員会第 2 回総会開催
	9	日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市実行委員会第 2 回宿泊衛生専門委員会弁当部会の実施
	11	都城市実行委員会 第 2 回総務企画専門委員会を開催
		都城市実行委員会 第 2 回競技式典専門委員会を開催
		都城市実行委員会 第 2 回宿泊衛生専門委員会を開催
		都城市実行委員会 第 2 回輸送交通専門委員会を開催

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 各種会期の決定について

1 第26回全国障害者スポーツ大会（日本のひなた宮崎 障スポ）会期

令和6年11月29日（金）、日本のひなた宮崎 障スポの会期が決定されたことから、次のとおり報告します。

会期は、令和9年10月23日（土）～10月25日（月）までの3日間

2 第81回国民スポーツ大会（日本のひなた宮崎 国スポ）競技別会期

（1）令和6年12月12日（木）開催の（公財）日本スポーツ協会第3回国スポ委員会において、日本のひなた宮崎 国スポの競技別会期が決定されたことから、本市開催競技の競技別会期について、次のとおり報告します。

①正式競技

競技	種別	会場	競技日数	2027年 競技会会期											
				9月					10月						
				26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	
				日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
総合開会式		KUROKIRI STADIUM	◎												◎
総合閉会式															◎
陸上競技	全種別	KUROKIRI STADIUM	5						●	●	●	●	●		
バレー ボール	6人制	少年男子	4	●	●	●	●	●							
バスケットボール		成年男子	4						●	●	●	●	●		
		成年女子	4						●	●	●	●	●		
バスケットボール		高崎総合公園総合体育館	2						●	●					
		ソフトテニス	2					●	●						

※全種別（成年男子、成年女子、少年男子、少年女子）

②公開競技

競技	種別	会場	競技日数	競技日程
ゲートボール	全種別	都城運動公園陸上競技場	2	令和9年9月11日(土)～9月12日(日)
バウンドテニス	全種別	早水公園体育文化センター	2	令和9年8月28日(土)～8月29日(日)

(2) 令和7年6月4日(水)開催の日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 実行委員会第10回競技運営専門委員会において、競技別リハーサル大会及びデモンストレーション競技会会期が決定されたことから、本市開催競技の競技別会期について、次のとおり報告します。

① 競技別リハーサル大会

競技		大会名	会場	競技日程
ソフトテニス		男子第71回・女子第70回 全日本実業団ソフトテニス選手権大会	都城市運動公園庭球場	令和8年8月1日(土)～8月2日(日)
陸上競技		第81回九州陸上競技選手権大会	KUROKIRI STADIUM	令和8年8月21日(金)～8月23日(日)
バレー ボール 6人制	6人制	令和8年度第37回全九州選抜高等学校 バレー ボール 大会	早水公園体育文化センター	令和9年2月13日(土)～2月14日(日)
			高城運動公園総合体育館	
バスケットボール		第57回全九州高等学校バスケットボール 春季選手権大会	早水公園体育文化センター 高崎総合運動公園総合体育館	令和9年2月19日(金)～2月21日(日)

② デモンストレーションスポーツ

競技	会場	競技日数	競技日程
U12バスケットボール	高城運動公園総合体育館	1	令和9年4月11日(日)
パークゴルフ	かかしの里パークゴルフ場	1	令和9年9月5日(日)
	高崎パークゴルフ場	1	

日本のひなた宮崎 障スポ オープン競技の決定について

開催競技の追加について

令和7年2月5日開催の日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 実行委員会第16回常任委員会において、オープン競技の追加が決定されたので、次のとおり報告します。

競技名	障がいの種類	実施団体	開催予定施設
ブラインドテニス	身体	九州ブラインドテニス協会準備室	早水公園体育文化センター

(参考) 全国障害者スポーツ大会開催基準要項 (抜粋)

7. 実施競技

- (1) 実施競技は、別途定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」(以下、「競技規則」という。)に定められた個人競技及び団体競技とし、団体競技は都道府県・指定都市対抗とする。

なお、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議のうえ「オープン競技」として実施することができる。



湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会



メイン会場：平和堂HATOスタジアム（彦根市）



第79回国民スポーツ大会		9月28日(日)～10月8日(水)
総合開会式・総合閉会式	彦根市	9月28日(日)・10月8日(水)
平和堂HATOスタジアム（彦根総合スポーツ公園陸上競技場）		
バレーボール(少年男子)	近江八幡市	9月28日(日)～10月1日(水)
近江八幡市立運動公園体育館		
陸上競技(全種別)	彦根市	10月3日(金)～10月7日(火)
平和堂HATOスタジアム（彦根総合スポーツ公園陸上競技場）		
バスケットボール(成年男女)	大津市・野洲市	10月3日(金)～10月7日(火)
滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）・野洲市総合体育館		
ソフトテニス(成年男女)	長浜市	10月3日(金)～10月4日(土)
長浜城テニスガーデン（長浜市民庭球場）		
第24回全国障害者スポーツ大会		10月25日(土)～10月27日(月)
開会式・閉会式	彦根市	10月25日(土)・10月27日(月)
平和堂HATOスタジアム（彦根総合スポーツ公園陸上競技場）		
陸上競技(身体・知的)	彦根市	10月25日(土)～10月27日(月)
平和堂HATOスタジアム（彦根総合スポーツ公園陸上競技場）		
バレーボール(身体)	近江八幡市	10月25日(土)～10月26日(日)
近江八幡市立運動公園体育館		
ボッチャ(身体)	甲賀市	10月25日(土)～10月26日(日)
甲賀市水口体育館		

① 総合開・閉会式

- ・総合開会式に天皇皇后両陛下、閉会式に秋篠宮佳子様がご出席
- ・国スポ・障スポとともに開・閉会式は、県が主体となって実施していた



総合開会式(国スポ)



会場モニュメント



開会式(障スポ)

② 競技運営

- ・競技会の運営は、県競技団体が中心となり実施されていた
- ・会場周辺には、多数の市職員が配置されていた



陸上競技



バレーボール



ソフトテニス



バスケットボール



救護所



メンテナスルーム

③ 識別用品

- ・競技運営を円滑に進めるため、識別用品を着用していた
- ・ADの種類によって、規制エリアへの進入規制を行っていた



識別用品(ウェア)



識別用品(カード)



AD規制

④ 欽迎装飾・おもてなし

- 滋賀県を訪れた選手や監督、観覧者に向けた歓迎装飾が施されていた
- また、地元が一体となって様々なおもてなしを行っていた



歓迎装飾(大津駅)



PR看板(滋賀県庁)



ふるまい(彦根市)



フォトスポット(彦根市)



前夜祭(彦根市)



ふるまいドリンク(大津市)

⑤ 案内所

- 主要な駅には、国スポ情報や観光案内を行う総合案内所が設置されていた
- 競技会場内にも案内所が設置され、シャトルバスの運行状況などを案内していた



総合案内所(彦根駅)



総合案内所(米原駅)



会場内案内所(長浜市)

⑥ 売店・休憩所

- 競技会場周辺に飲食店が少ないので、多くの売店が設置されていた
- 飲食も可能な休憩スペースを設けていた



売店(大津市)



売店(長浜市)



休憩所(彦根市)

総務企画専門委員会関連



花いっぱい運動



応援のぼり旗



応援横断幕



学校観戦



運営ボランティア



資料袋



PR看板(彦根IC付近)



壁面装飾(米原駅)



創作モニュメント(彦根市)



トリックアート



お成り



記念品



遺失物・拾得物



協賛(横断幕)



協賛(階段装飾)

日本のひなた宮崎 国スポ 都城市識別用品整備要項について

1 目的

国民スポーツ大会及び競技別リハーサル大会において、選手・監督、役員、売店業者等の識別用品について必要な事項を定め、競技会の円滑な運営を図る。

2 配布物

- (1) ADカード
- (2) 服飾品（帽子及びトップス等）
- (3) その他リハーサル大会の運営上必要が生じる識別用品

3 着用

配布対象者は、原則として市実行委員会が整備する識別用品を着用するが、対象者によっては、簡素・効率化の観点から配布を省略する場合がある。

4 配布

	配布対象者	詳細	AD	帽子	トップス
1	大会役員	日本スポーツ協会役員、中央団体役員	○		
2	競技会役員	県知事、市長、県市議長 等	○		
3	競技役員	競技の運営に携わる者 競技団体関係者、審判員 等	○	○	○
4	競技補助員	競技役員の補助的業務に携わる者 主に高校の部活動生	○	○	○
5	競技会係員	実施本部係員（市動員職員）	○	○	○
6	競技会補助員	大会運営ボランティア	○	○	○
7	選手・監督	選手、監督、チームスタッフ	○		
8	医師・看護師	医師、看護師 等	○		
9	報道員・視察	後催市の担当部署、競技団体 等	○		
10	大会関係者	大会ポンサー（来賓、役員を除く）等	○		
11	その他実行委員会が必要と認める者		○		

5 今後の方針（案）

リハーサル大会：ADカード、帽子、ビブス

本 大 会：ADカード、帽子、トップス（県と共同購入）



日本のひなた宮崎 国スポ 都城市識別用品整備要項（案）

1 趣旨

この要項は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ（以下「本大会」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、大会役員等の識別用品について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

（1）リハーサル大会

- ア ADカード
- イ 服飾品（帽子及びトップスをいう。以下同じ。）
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じる識別用品

（2）本大会

- ア ADカード
- イ 服飾品
- ウ その他大会の運営上必要が生じる識別用品

3 配付対象者

識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、配付対象者によっては、簡素・効率化の観点から、ADカードのみの配付とすることができるものとする。

- （1）大会役員
- （2）競技会役員
- （3）競技役員
- （4）競技補助員
- （5）競技会係員
- （6）競技会補助員
- （7）選手・監督
- （8）医師・看護師
- （9）報道員・視察
- （10）大会関係者
- （11）その他市実行委員会が必要と認める者

4 着用

配付対象者は、原則として市実行委員会が整備する識別用品を着用しなければならない。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、市実行委員会が指定するものとする。ただし、識別用品を県または他市町実行委員会と共同で購入する場合はこの限りではない。

6 競技団体による整備

競技役員及び競技補助員に配付する識別用品については、競技団体から代替品目及びデザインの整備希望があった場合、市実行委員会に要望した上で、その許可を得る必要がある。なお、許可を得た代替品の整備に要する費用は、市実行委員会と協議の上、市実行委員会が整備する1人当たりの額を上限に負担することができる。

7 競技共催市町実行委員会との協議による整備

他市町実行委員会と共に競技に係る識別用品の整備については、当該市町実行委員会と協議の上、整備するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関し必要な事項は別に定める。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市保険加入要項について

1 保険加入の目的・必要性

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポにおいて、開催準備期間、開催期間中に大会関係者、第三者に発生した事故等に対する補償をするため、損害賠償責任保険、傷害保険に加入し、競技会の円滑な運営を図る。

2 保険の種類

(1) 損害賠償責任保険（免責金額なし、求償権不行使特約を付帯）

市実行委員会が設置した仮設物等の不備や管理不十分に起因する事故によって、第三者に与えた身体障害または財産損害に対して補償するもの

ア 施設賠償責任保険



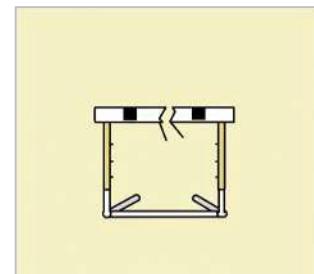
(例) 仮設看板が倒れてきた

イ 生産物賠償責任保険



(例) 食中毒が発生した

ウ 受託者賠償責任保険



等

(例) 借用ハードルが破損した

(2) 傷害保険（免責金額なし）

大会の開催準備や開催業務に従事しているとき、またはその往復途上及び会場間の移動中に発生した偶然の事故により、生命・身体への損害を補償するもの

被保険者：大会役員などの大会関係者

※対象外：選手・監督、一般観覧者



(例) 準備中に手を挟んだ



(例) 屋外業務中の熱中症



(例) 移動中に転倒した

3 今後の方針（案）

契約にあたっては、大会の規模、参加者数、会場環境、リスク要因等を把握するための資料を整理し、保険の対象範囲と算定根拠を明確にした上で契約を進める。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市保険加入要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市開催推進総合計画」に基づき、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」（以下「国スポ・障スポ」という。）において、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が加入する保険について必要な事項を定めるものとする。

2 契約

市実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社等と保険契約を締結する。

3 保険内容

市実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）損害賠償責任事故

大会期間中（会場設営・撤去、公式練習日を含む。）に第三者に対して損害を与える、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、市実行委員会が所有し、管理運営するものの不備、又は大会運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円
対物	—	1億円	3億円

イ 医師等賠償事故

市実行委員会が管理運営する救護所等での医師、又は看護師等の医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円

ウ 生産物賠償事故

市実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	3,000万円	3億円	3億円

エ 受託物賠償事故

市実行委員会が借り受けた第三者の財物を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の事故に起因して第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1人	1事故
対人・対物共通	5億円	5億円

(2) 傷害事故

被保険者が、大会の開催準備業務若しくは開催業務に従事しているとき、または当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中において発生した偶然の事故により、生命、身体に生じた事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1事故	入院	通院
大会役員			
競技会役員			
競技役員	2,500万円	5,000円	3,000円
競技補助員			
医師	1億円	30,000円	10,000円
看護師	3,000万円	10,000円	5,000円
競技会補助員	1,040万円	6,500円	4,000円

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上の定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故

- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 大会期間中等に事故が発生したときは、速やかに市実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 市実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における保険加入の取扱いについては、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

都城市歓迎装飾・おもてなし実施要項について

1 目的

国民スポーツ大会において、選手・監督、役員、観覧者等を歓迎し、市民の開催気運を高める歓迎装飾や、本市への観光来訪を誘発するおもてなしについての実施基準を定める。

2 実施内容

【歓迎装飾】

- 設置物：のぼり旗、看板、横断幕等
- 設置場所：競技会場、主要道路沿線、主要駅等
- 設置期間：令和8年から随時設置し、
大会終了後は原則速やかに撤去



【おもてなし】

- 競技会係員やボランティア等への研修
- 総合案内所における観光情報等の発信
- 地元団体等によるふるまいの実施
- 地元団体等との連携イベント



3 今後の方針（案）

【歓迎装飾】

- 市民の皆様に大会を周知するとともに、大会へ向けた気運の高揚を促す効果的な装飾を実施するため、場所や設置物の種類を検討する。
- 市外から訪れる大会関係者等の来県者に歓迎ムードを伝え、「また来たい」と思ってもらえる効果的な装飾を実施するため、場所や設置物の種類を検討する。

【おもてなし】

- 大会関係者等の来県者に、本市へ「また来たい」と思ってもらうため、歓迎の気持ちを伝えるおもてなしを提供するとともに、本市の魅力が伝わるような情報発信・ふるまい等の提供をする。
- 関係団体等と協力してふるまいやイベントを実施し、市民と大会関係者等との交流機会の創出に繋げ、大会開催を一体となって盛り上げられるようなおもてなしを提供する。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

都城市歓迎装飾・おもてなし実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市観光・接伴基本計画」に基づき、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、観察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を歓迎し、都城市的魅力を感じていただくとともに、市民の開催気運の醸成と歓迎ムードの高揚を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

（1）歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、主要駅、市街地及びその他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

のぼり旗、横断幕、看板等を設置する。設置に当たっては、景観等に配慮し、効果的な装飾となるよう努める。

ウ 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、当該管理者等と協議の上、装飾ごとに適切な期間を定める。

エ 装飾の撤去

装飾の撤去は、大会終了後、速やかに行うものとする。ただし、当該管理者等と協議し、必要と認める場合を除く。

（2）おもてなし

ア 関係機関・団体等の協力を得て、競技会係員やボランティア等の接遇意識の高揚を推進する。

イ 総合案内所等において、観光パンフレットの配布や観光情報の提供を行い、都城市的魅力発信に努める。

ウ 「肉と焼酎のふるさと」「島津発祥の地」など、地域資源や食材を活かした都城市ならではのおもてなしを提供し、大会終了後も「また訪れたい」と思っていただける取組を実施する。

エ 地域団体等と連携したおもてなし活動を推進することで、大会参加者等と市民との交流機会の創出に努める。

3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾及びおもてなしの実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾及びおもてなしについては、この要項に準じて実施し、各競技会の規模等に応じて運用する。

日本のひなた宮崎 国スポ 都城市案内所設置運営要項について

1 目的

国民スポーツ大会において、選手・監督、役員、観覧者等に対する案内サービスを提供するための設置・運営基準を定める。

2 案内所種類別設置・運営内容

【総合案内所】

設置場所：主要駅等の必要箇所
設置期間：関係機関と協議の上決定
開設時間：原則 8:30～18:00 以内（変更可）
主な業務：大会、交通機関、観光・物産等の案内
対応：観光 PR 部、ボランティア



総合案内所（彦根駅）

【会場内案内所】

設置場所：各競技会場内
設置期間：各競技会開催期間中
開設時間：競技開始 1 時間前～競技終了後 30 分
主な業務：大会参加者等への案内
交通機関、観光・物産等の案内
対応：観光 PR 部、ボランティア



会場内案内所
(長浜市：ソフトテニス)

3 今後の方針（案）

【総合案内所】

- 都城駅・山之口駅・道の駅都城 NiQLL に設置予定
 - ・都城駅では、周辺へ宿泊する来県者やシャトルバス利用者への情報発信と、駅を利用する市民への大会 PR を目的に運営する。
 - ・山之口駅は、霧島酒造スポーツランド都城の最寄駅となることから、大会来場者に対するおもてなしを目的に運営する。
 - ・道の駅都城 NiQLL では、大会を機に施設を訪れた来県者へ観光情報を発信することに重点を置いて運営をする。
- 関係機関等と協議して、上記 3 箇所の案内所の設置・運営準備を進める

【会場内案内所】

- ・会場内案内所では、観光 PR 部による観光案内ブースを併設し、大会情報と観光情報を併せて発信する。

日本のひなた宮崎 国スポ 都城市案内所設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市観光・接伴基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎 国スポ」（以下、「大会」という。）において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技会、交通、観光等の案内を行う案内所の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

（1）総合案内所

主要駅その他の必要な場所に設置する。

（2）会場内案内所

原則として、各競技会場に設置する。

4 設置期間

（1）総合案内所

原則として、大会の開催期間中とする。ただし、関係機関等と協議の上、必要に応じて変更できるものとする。

（2）会場内案内所

各競技会の開催期間中とする。

5 開設時間

（1）総合案内所

原則として、午前8時30分から午後6時以内の時間とする。

（2）会場内案内所

原則として、開会行事又は競技開始1時間前から閉会行事又は競技終了後30分までとする。

（3）上記（1）及び（2）について、関係機関等と協議の上、必要に応じて変更できるものとする。

6 業務内容

（1）総合案内所

ア 大会の案内・周知に関すること

- イ 観戦ガイドブック等の配布に関すること
- ウ 交通案内に関すること
- エ 観光・物産等の案内に関すること
- オ その他各種案内に関すること

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等への案内に関すること
- イ 観戦ガイドブック等の配布に関すること
- ウ 交通案内に関すること
- エ 観光・物産等の案内に関すること
- オ その他各種案内に関すること

7 関係機関及び団体の協力

案内所の設置及び運営管理を円滑に行うため、関係機関及び団体等の協力を得て、実施するものとする。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における案内所の設置運営については、必要に応じてこの要項を準用する。

日本のひなた宮崎 国スポ 都城市売店・休憩所設置運営要項について

1 目的

都城市的特産品等の紹介及び販売を促進し、大会関係者や一般観覧者の便宜を図る。

2 設置

- (1) 期間 各会場の競技開始から終了日まで
- (2) 時間 競技開始1時間前から競技終了後30分まで
- (3) 位置 市実行委員会の指定するところ

3 運営設備

テントや机等は市実行委員会で準備し、そのほか必要なものは出店者が準備する。

4 売店における販売品目

- (1) スポーツ用品
- (2) 飲食物（製造加工品、現地調理品）
- (3) その他市実行委員会が必要と認めたもの

5 今後の方針（案）

【募 集】公募（リハーサル大会、本大会）

【販売品目】主食系、軽食系、スイーツ・ドリンク系

その他、出店者募集にかかる以下の事項は別途募集要項を定める。

- (1) 出店者条件
- (2) 出店申請
- (3) 経費の負担
- (4) 保健所等への手続き
- (5) 禁止事項 など



日本のひなた宮崎 国スポ 都城市売店・休憩所設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市開催推進総合計画」に基づき、第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、観察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るとともに、都城市的特産品等の紹介及び販売を促進するため、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施する売店・休憩所の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

原則として、各競技会場に設置する。

3 設置期間

原則として、各競技会の開始日から終了日までとする。ただし、必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

原則として、開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

5 位置及び規模

競技会場ごとに決定する。

6 運営設備等

市実行委員会は、テントや机など運営にかかる設備を準備するものとし、その他必要な設備等については、出店者が準備するものとする。なお、市実行委員会に許可を受けて火気を使用する出店者にあっては、ブース内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

7 売店における販売品目

次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの

イ 現地調理品

あらかじめ食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理又は加工のみを行うもので、保健所の営業許可を得ているもの

(3) 宅配便

(4) その他市実行委員会が特に必要と認めたもの

8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。

(2) 日本のひなた宮崎 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会の概要

1 概 要

国民スポーツ大会(国民体育大会)は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする目的として行われます。大会は、都道府県持ち回りで開催され、都道府県対抗で競技を実施する国内最大のスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、障がい者が競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とした障がい者スポーツの祭典です。

2 主 催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となります。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県及び市町村に、その他の関係団体を加えたものとなります。

3 大会の開催時期等

【国民スポーツ大会】

- 開催時期：9月 26 日（日）～10月 6 日（水）
- 開催期間：11 日間

【全国障害者スポーツ大会】

- 開催時期：10月 23 日（土）～ 10月 25 日（月）
- 開催期間：3 日間

4 大会名称、マスコットキャラクター、愛称、スローガン

○国民体育大会は、令和 6 年に開催される第 78 回大会(佐賀県)以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ(こくすぽ)となります。

○マスコットキャラクター 『みやざき犬』



○愛称

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

○スローガン

つむ
紡ぐ感動神話となれ

5 実施予定競技

□ 国民スポーツ大会

(1) 正式競技(37 競技)

① 毎年実施競技(36 競技)

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ボート	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

② 隔年実施競技(2 競技のうち1 競技を実施)

ボクシング、クレー射撃のうち宮崎大会ではボクシングを実施

(2) 特別競技(1 競技)

高等学校野球(硬式及び軟式)

(3) 公開競技(7 競技)

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	グラウンド・ゴルフ	バウンドテニス
エアロビック		

(4) デモンストレーションスポーツ

地方スポーツの推進、国民の健康増進、体力向上等をはじめ、国民のスポーツ推進を図るために、正式競技及び公開競技以外の競技を対象に生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から実施することができる競技

□ 全国障害者スポーツ大会

(1) 正式競技(14 競技)

陸上競技（身体・知的）	水泳（身体・知的）	アーチェリー（知的）
卓球（身体・知的・精神）	フライングディスク（身体・知的）	ボウリング（知的）
ボッチャ（身体）	バスケットボール（知的）	車いすバスケットボール（身体）
ソフトボール（知的）	グランドソフトボール（知的）	フットソフトボール（知的）
バレーボール（身体・知的・精神）	サッカー（知的）	

(2) オープン競技

競技規則に定められていない競技・種目で、広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、主催者間で協議の上、実施することができる競技

6 文化プログラム

スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとし開催県における国民スポーツ大会の開催の気運醸成や国民スポーツ大会の目的や意義の全国的な普及啓発等を目的として実施するプログラム

7 参加人数

(県全体：延べ人数)

	国民スポーツ大会 (R 6 佐賀大会実績)	全国障害者スポーツ大会 (R 6 佐賀大会実績)
選手・監督数	74, 133 人	24, 108 人
大会関係者	85, 670 人	28, 353 人
観覧者数	349, 574 人	25, 555 人
合 計	509, 377 人	78, 016 人

◎ 過去大会実績を参考にすると、都城市には延べ約 190, 000 人が来場する見込み。

日本ひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、日本ひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、日本ひなた宮崎 国スポ・障スポにおいて、都城市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 都城市を代表する者
- (2) 都城市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員の選任)

第6条 会長は、都城市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。

- (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和6年9月17日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程中「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会」とあるものは、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」と読み替え、「都城市準備委員会」とあるものは、「都城市実行委員会」と読み替える。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市開催基本方針

1 基本方針

スポーツは、「する」、「みる」、「ささえる」という様々な形で、人々に「楽しさ」や「喜び」を感じさせ、また、人と人との交流及び地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものです。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」(以下、「両大会」という。)の開催に当たっては、本市の地の利及び地域資源を最大限に活用し、市民と行政が協働し、本市特有の魅力を全国に発信する大会を目指します。

また、両大会は、本市が目指す「市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ」の実現に向けて、市民・関係団体・行政などが相互に連携を深め、都城の総力を結集する大会として開催します。

2 実施目標

(1) オール都城でつくり・はぐくみ・自ら参加する大会

市民が、大会に「参加(する)」、「応援(みる)」、「紹介(ささえる)」など、性別、年齢、障がいの有無等に関係なく、様々な関わりを持つことで、開催機運を盛り上げる市民総参加型の大会を目指します。

(2) おもてなしの心で都城の魅力を全国に発信する大会

「島津発祥の地」としての歴史や「日本一の肉と焼酎」など、本市が誇る地域資源を全国に発信するとともに、来訪者を心のこもったおもてなしでお迎えし、本市特有の魅力に触れていただき、再度、本市に訪れたいと感じていただけるような大会を目指します。

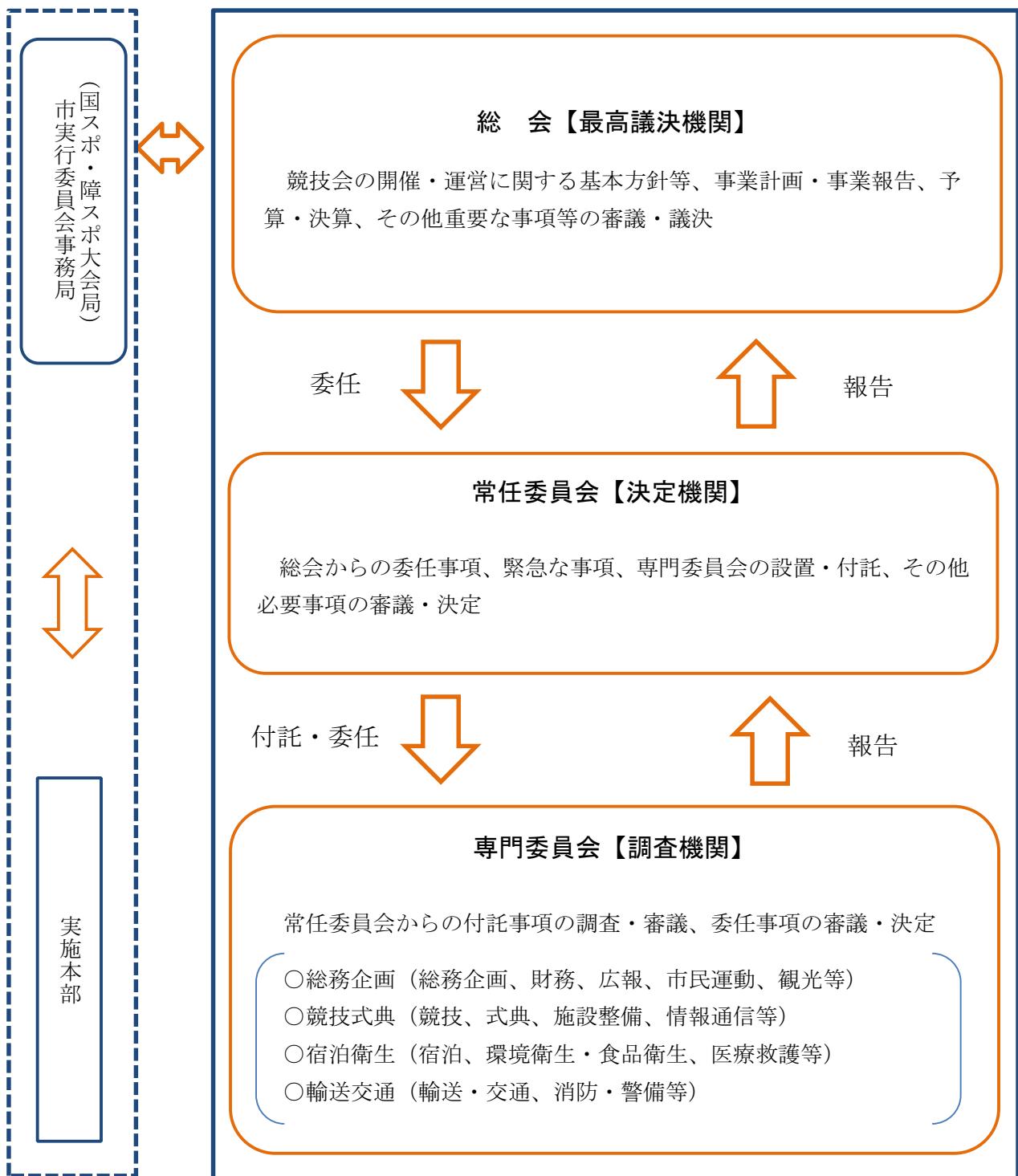
(3) 都城が誇る拠点施設を十分に活かした創意工夫のある大会

開催準備、大会運営に当たっては、拠点施設や競技用具等の有効活用に努め、効率化を図りつつも、市民及び関係団体と創意工夫を凝らし、本市の特色が十分に活かされた大会を目指します。

(4) 地域スポーツの活性化と子どもたちが都城を誇りに思える大会

大会開催を契機とし、地域における健康づくりや生きがいづくりなど、本市におけるスポーツの推進を一層図り、また、子どもたちが、大会を通じてスポーツに親しみを持つとともに、都城を誇りに思えるような大会を目指します。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市実行委員会推進体制



日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市開催推進総合計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）の成功に向け、都城の総力を結集し、オール都城で来訪者を心のこもったおもてなしでお迎えし、本市が目指す「市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ」の実現に向けて、都城市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、両大会を一過性のものとせず、その開催を通じて市民が都城に愛着と誇りを持てる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、デジタル技術を積極的に活用し、効果的な広報活動を展開するとともに、参加した選手をはじめ、両大会に関わった人々を通じて都城の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力を全国に向けて発信する。

(4) 市民運動

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加する機運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げていくことにより、両大会終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

(5) 観光・接伴

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、自然、歴史、文化、食など本市の多彩な魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、また、デジタル技術を積極的に活用しつつ、競技会の円滑な運営を図るとともに、必要な用具等については、効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、両大会開催後の市民利用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、両大会に携わるすべての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全・安心かつ効率的な輸送手段の確保に努める。併せて、デジタル技術を積極的に活用し、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

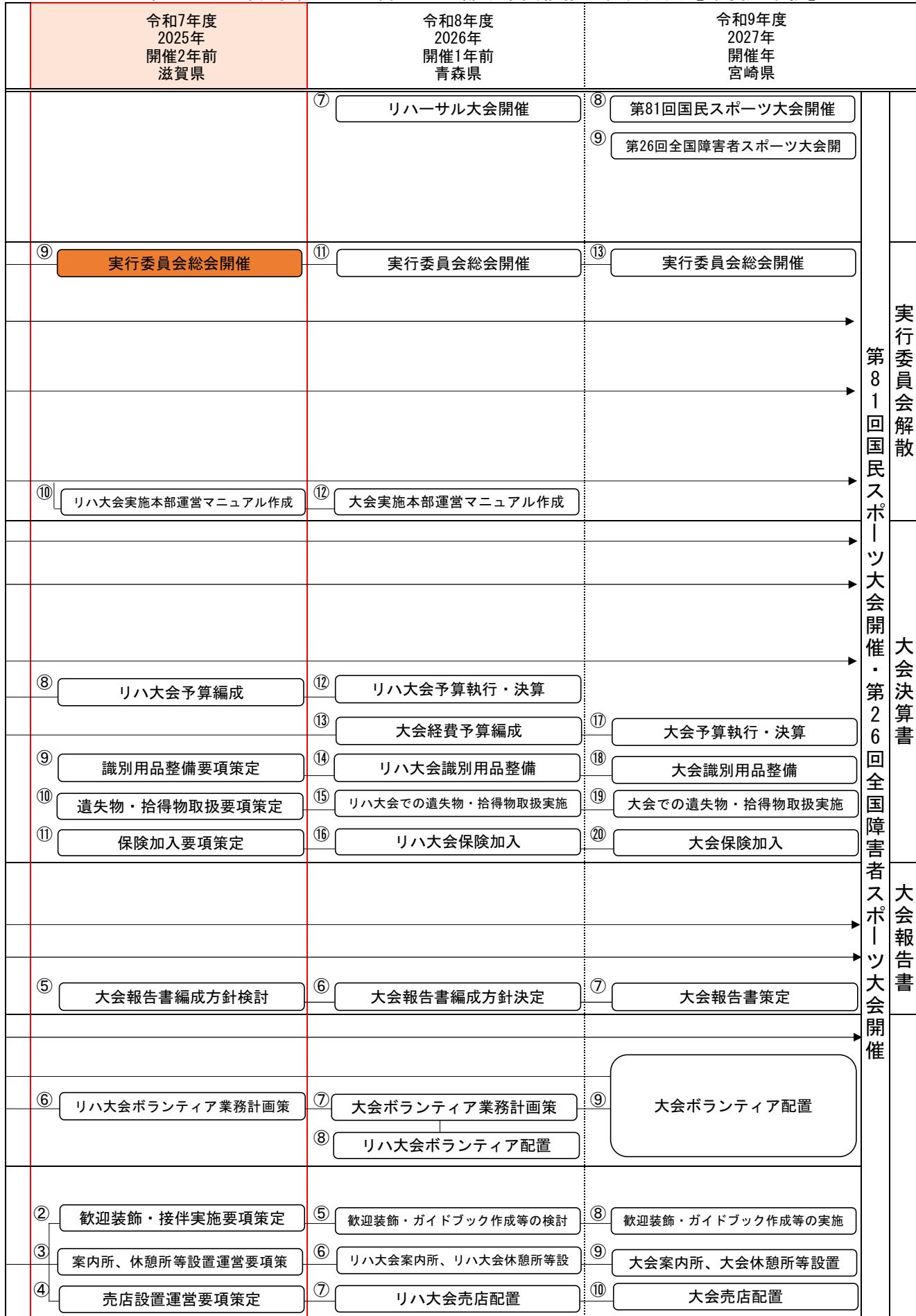
(12) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時ににおける緊急対応に万全を期するため、消防、警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市開催推進総合計画【年度別業務】

年 度 西 暦 逆 年 開催県	令和4年度 2022年 開催5年前 栃木県	令和5年度 2023年 開催4年前 鹿児島県	令和6年度 2024年 開催3年前 佐賀県
主要行事	① 大会開催内定 ② 準備委員会設立		③ (仮称)国スポ推進局設置 ④ 文部科学省・日本スポーツ協会総合視 ⑤ 大会開催・会期決定 ⑥ 実行委員会へ改組
準備組織	① 準備委員会設立総会 ② 常任委員会開催 ③ 総務企画専門委員会設置準備 競技式典専門委員会設置準備 宿泊衛生専門委員会設置準備 ④ 庁内推進会議開催	⑤ 準備委員会総会開催	⑦ 実行委員会総会開催 ⑧ 実施本部設置・開催
1 2 総 財 務 企 画	① 県準備委員会との連絡調整 ② 開催準備総合計画策定・進行		⑤ 県実行委員会との連絡調整 ⑥ 企業協賛の推進 ⑦ リハ大会経費検討 ⑧ 大会経費調査検討
3 広 報	① 国スポ・障スポ準備課ホームページ開	② 広報基本計画策定 ③ 広報啓発活動の推進 ④ 準備委員会ホームページ開設	
4 市 民 運 動		① 市民運動基本計画策定 ② ボランティア募集要項策定 ③ ボランティア募集等の検討	④ 市民運動の推進 ⑤ ボランティア募集・研修会開
5 觀 光 ・ 接 伴			① 観光・接伴基本計画策定

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市開催推進総合計画【年度別業務】



日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市開催推進総合計画【年度別業務】

年 度 西 暦 逆 年 開催県	令和4年度 2022年 開催5年前 栃木県	令和5年度 2023年 開催4年前 鹿児島県	令和6年度 2024年 開催3年前 佐賀県
競技式典専門委員会	6 競技	① 競技運営基本計画策定 ② 競技用具整備計画検討・策定 ③ 競技役員等編成案の検討・策定 ④ リハ大会実施検討 ⑤ テーマンストレーションスポーツ開催競技選	⑥ 競技用具整備の推進 ⑦ 競技会係員・補助員編成計画 ⑧ リハ大会開催基本計画策定
			① 式典基本計画策定
		① 施設整備基本計画策定	② 施設整備の推進・点検
宿泊・衛生専門委員会	9 宿泊	① 宿泊基本計画策定 ② 第一次仮配宿	③ 弁当部会設置要項策定 ④ 弁当調達要項策定
	10. 医事・衛生	① 医事・衛生基本計画策定	② 医療救護要項策定 ③ 防疫対策要項策定 ④ 防疫対策実施要領策定 ⑤ 食品衛生対策要項策定 ⑥ 環境衛生対策要項策定
輸送交通専門委員会	11. 輸送交通	① 輸送交通基本計画策定 ② 駐車場等調査・確保	③ 輸送交通業務実施要項策定
	12. 消防・警備		① 消防防災・警備基本計画策定 ② 消防防災・警備業務実施要項

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市開催推進総合計画【年度別業務】

令和7年度 2025年 開催2年前 滋賀県	令和8年度 2026年 開催1年前 青森県	令和9年度 2027年 開催年 宮崎県
	⑫ 競技別実施要項策定	⑯ 競技別プログラム作成・配布
	⑬ 競技役員等編成決定	⑯ 競技役員等の編成・委嘱
⑨ 競技別リハ大会実施要項策定	⑭ 競技会係員・補助員編成決定・養成	⑰ 競技会係員・補助員の編成・養成
⑩ デモスポ実施要項検討	⑮ 競技別リハ大会プログラム作成・配布	⑱ デモスポ開催
⑪ 情報通信基本計画策定	⑯ デモスポ実施要項策定	⑲ 臨時通信施設架設設置
	⑰ 情報通信業務実施要領策定	⑳ 各競技会 開始式・表彰式の実施
	③ 式典実施要項策定	
② 炬火イベント検討	④ 炬火イベント実施計画・要項	⑥ 炬火イベント実施
⑤ 第二次仮配宿	⑧ 大会宿泊実施要項策定(県)	⑫ 宿泊本部設置
⑥ 弁当部会	⑨ 第三次仮配宿	⑬ 大会配宿実施
⑦ 弁当調製施設公募・選定	⑩ 弁当部会	⑭ 弁当部会
⑥ 医療救護実施要領策定	⑪ リハ大会弁当調達実施	⑮ 大会弁当調達実施
⑦ リハ大会救護所設置計画策定	⑩ 救護所設置計画策定	⑯ 救護所設置
⑧ 食品衛生対策実施要領策定	⑪ リハ大会救護所設置	⑯ 防疫対策の実施
⑨ 環境衛生対策実施要領策定	⑫ 防疫対策の推進	⑰ 食品衛生対策の実施
④ 第1次輸送計画策定	⑬ 食品衛生対策の推進	⑱ 環境衛生対策の実施
	⑭ 環境衛生対策の推進	
	⑤ 第2次輸送計画策定	⑧ 輸送本部設置
	⑥ リハ大会計画輸送の実施	⑨ 輸送業務の実施
	⑦ 交通対策計画策定	⑩ 交通対策の実施
③ リハ大会消防・警備計画策定	⑤ 消防計画策定	⑨ 消防・警備本部設置
④ 緊急時対応マニュアル策定	⑥ 警備配置計画策定	⑩ 緊急時対応マニュアルの運用
	⑦ リハ大会消防・警備実施	
	⑧ リハ大会緊急時対応マニュアルの運用	

第81回国民スポーツ大会開催・第26回全国障害者スポーツ大会開催

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ
都城市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会会則（令和4年5月23日施行）第13条第3項の規定に基づき、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

(役員の選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年2月28日から施行する。

別表（第2条関係）

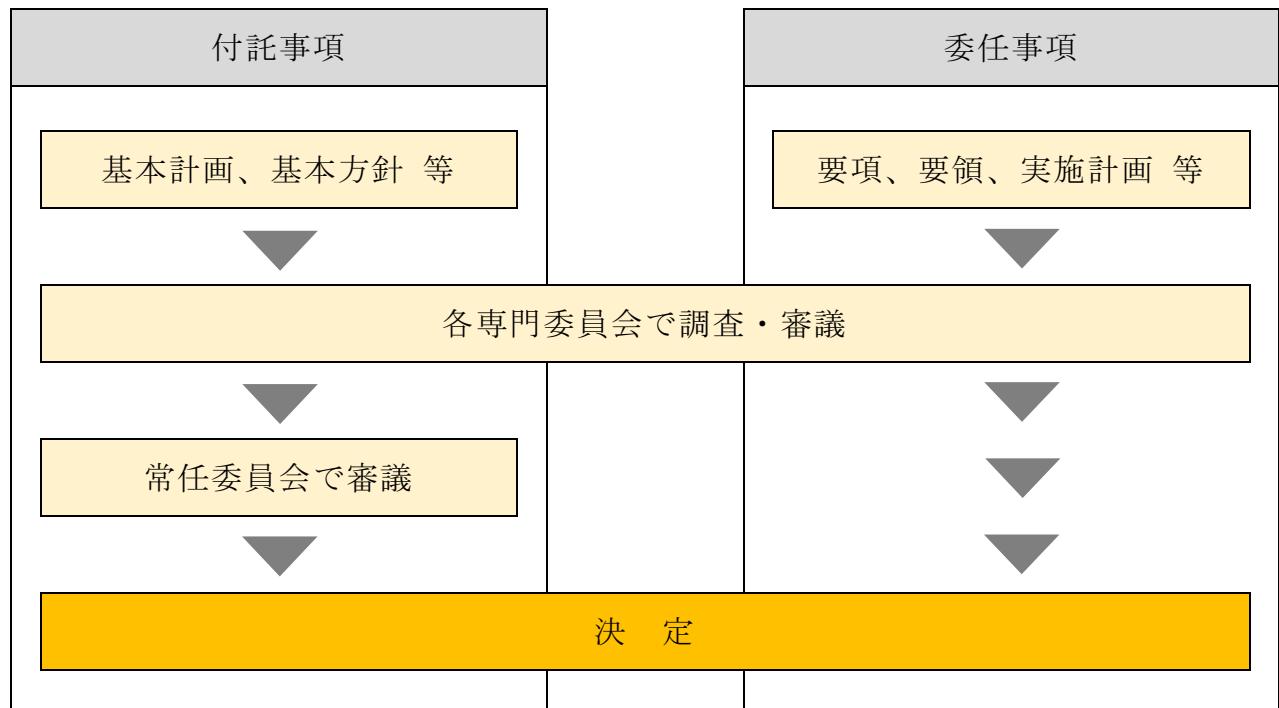
名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること 2 開催推進総合計画に関すること。 3 広報及び市民運動に関すること。 4 観光及び接伴に関すること。 5 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技運営に関すること。 2 式典に関すること。 3 競技会場に関すること。 4 その他競技運営式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 環境衛生及び食品衛生に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 消防及び警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

専門委員会における審議事項の種別について

専門委員会規程には、常任委員会からの「付託事項」および「委任事項」について、それぞれ規定がある。※ 専門委員会規程 別表（第2条関係）

	付託事項	委任事項
定義	常任委員会における審議事項を、専門委員会で <u>先立って審査</u> するもの	常任委員会における審議事項を、専門委員会で <u>代わりに審議</u> するもの
規定	組織及び運営に関する各専門的な事項	付託事項のうち事業の実施に関するもの
キーワード	基本計画、基本方針 等	要項、要領、実施計画 等
常任委員会での議決	要	不 要

○審議から決定までの流れ



にっぽん 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ競技会場

令和7年3月時点
web版はこちら

国民スポーツ大会 ■…正式競技(37)・特別競技(1) ●…公開競技(6) ♦…デモンストレーションスポーツ(37)

全国障害者スポーツ大会 □…正式競技(14) ●…オープン競技(4)

(成男) 成年男子 (身) 身体障がい者が出場できる競技
(成女) 成年女子 (知) 知的障がい者が出場できる競技
(少男) 少年男子 (精) 精神障がい者が出場できる競技
(少女) 少年女子

高千穂町 ■剣道 ♦ミルック

延岡市 ■水泳(オープンウォータースイミング)
■バレーボール(6人制)(成女)
■体操(競技・新体操)
■軟式野球 ■柔道
■ソフトボール(成男)
●武道太極拳
●パワーリフティング
♦3B体操 ♦ウォーキング
□フットソフトボール(知)
□バスケットボール(知)
□車いすバスケットボール(身)

門川町 ■軟式野球
■ソフトボール(成男)
♦ラジオ体操

日向市 ■バレーボール(ビーチバレー)
■バスケットボール(少男・少女)
■軟式野球
■ソフトボール(少男・少女)
♦サーフィン
□ブラインドベースボール(身)

日之影町 ■なぎなた
♦森林セラピー ウォーキング

木城町 ■スポーツクライミング
●エアロビック
♦エンジョイ エアロビック

川南町 ■軟式野球
♦ウォーキング

美郷町 ■バスケットボール(少女)
♦キヤッティング・ザ・スティック
♦ポッチャ
♦ラダーゲッター

都農町 ■ホッケー
♦enjoy T&F GP
♦ラジオ体操
♦アームレスリング

小林市 ■バレーボール(6人制)(少女)
■体操(トランボリン)
■ウエイトリフティング
■カヌー(スプリント)
■ローイング
♦ソフトバレーボール
□バレーボール(精)

新富町 ■サッカー(少男)
♦ユニカル
□リッカ(知)

諸塙村 ■AJTAスポーツ玉入れ

椎葉村 ♦トレッキング

西都市 ■サッカー(少女)
■軟式野球
♦少年サッカー

高鍋町 ■軟式野球
■バドミントン
♦フレッシュグラウンド・ゴルフ

高原町 ■アーチェリー
♦健幸増進グラウンド・ゴルフ
□アーチェリー(身)

えびの市 ■ボクシング
♦ウォーキング

綾町 ■サッカー(成男)
■ハンドボール(成男・成女)
■馬術
♦ミニテニス

都城市 ■陸上競技
■バレーボール(6人制)(少男)
■バスケットボール(成男・成女)
■ソフトテニス(成男・成女)
●ゲートボール
●バウンドテニス
♦パークゴルフ
♦U12バスケットボール
□陸上競技(身・知)
□ポッチャ(身)
□バレーボール(身)
●ブラインドテニス

宮崎市 ■水泳(競泳・水球・アーティスティックスイミング)
■ソフトボール(成女) ■テニス ■ライフル射撃
■ハンドボール ■ラグビーフットボール
■自転車(トラック) ■空手道 ■ソフトテニス(少男・少女)
■ボウリング ■卓球 ■ゴルフ ■トライアスロン
♦ラジオ体操 ♦少林寺拳法 ♦BMX・スケートボード
♦ビリヤード □水泳(身・知) □ボウリング(知)
□卓球(サウンドテーブルテニス含む)(身・知・精)
□フライングディスク(身・知) □ソフトボール(知)
●ふうせんバレーボール ●卓球バレー ●バラトライアスロン

串間市 ■弓道
■自転車(ロード)
♦少年・少女レスリング
♦ジュニアサッカー

日南市 ■バレーボール(6人制)(成男)
■レスリング
■セーリング
■高等学校野球
●綱引
♦ターゲット・バードゴルフ
□バレーボール(知)

熊本県熊本市 ■水泳(飛込)

鹿児島県湧水町 ■カヌー(スラローム・ワイルドウォーター)

秋水共長天一色

